

社会福祉法人八街市社会福祉協議会特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。）及び特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、社会福祉法人八街市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」という。）の取得、利用、提供、保管、廃棄等に関する事項を定め、特定個人情報等の適正な取扱いの確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

番号法の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されたものをいう。

(3) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定めるものをいう。

(5) 個人情報ファイル

個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

(6) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(7) 保有個人データ

個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び

第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(8) 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理するものが番号法によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(9) 個人番号関係事務

番号法の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(10) 個人番号利用事務実施者

個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(11) 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(12) 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。

(13) 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者

特定個人情報ファイルを事業の用に供している個別番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものから、前号の個人情報取扱事業者を除いたものをいう。

(14) 従業者

本会の指揮監督を受けて業務に従事する雇用関係のある職員、また本会との間で委任関係のある理事、監事、評議員等をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、次の各号の特定個人情報等の取扱いに適用する。

(1) 従業者及びその扶養親族

(2) 法定調書の対象者

(3) 委託業者

(基本方針の策定)

第4条 本会は、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、本規程に基づき特定個人情報保護に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定める。

2 本会は、基本方針に従業者に周知するとともに、本会のウェブサイトにおいて基本方針を公表する。

（本規程の位置付け）

第5条 特定個人情報等の取扱いについては、本規程とともに個人情報保護規程も併せて適用される。そのうち、特定個人情報等の取扱いについて異なる規定がある場合は本規程が優先される。

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

第6条 本会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、次の各号のとおりとする。

（1）従業者（扶養親族を含む）に係る個人番号関係事務

- ア 法定調書作成事務
- イ 地方税特別徴収関係事務
- ウ 健康保険・厚生年金保険関係事務
- エ 労働保険関係事務
- オ 勤労者の財産形成貯蓄関係事務

（2）従業者の被扶養配偶者に係る個人番号関係事務

- ア 国民年金第3号被保険者関係事務

（3）従業者以外の個人に係る個人番号関係事務

- ア 法定調書作成事務

（特定個人情報等の範囲）

第7条 本会が、個人番号を取り扱う事務において使用する特定個人情報等は、前条の事務において必要とされるものとする。

第2章 組織体制

（特定個人情報保護管理者）

第8条 本会会長は、特定個人情報等の取扱いに関する責任及び権限を有する特定個人情報保護管理者（以下、「保護管理者」という。）を任命する。

2 保護管理者は、次の各号の業務を所管する。

- （1）本会における特定個人情報保護に関する基本方針の策定
- （2）本会における特定個人情報取扱規程等の策定
- （3）本規程に関わる事案の承認
- （4）特定個人情報等に関する安全対策の策定及び実施

- (5) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持等を目的とした諸施策の策定及び実施
- (6) 特定個人情報の取扱担当部署及び権限の設定
- (7) 特定個人情報等の安全管理に関する教育
- (8) 事故発生時の対応策の策定及び実施

(事務取扱責任者)

第9条 保護管理者は、特定個人情報等を適正に管理する特定個人情報事務取扱責任者(以下、「事務取扱責任者」という。)を任命する。

2 事務取扱責任者は、保護管理者を補佐するとともに、次の各号の任務を行う。

- (1) 事務取扱担当者に対する必要かつ適切な監督
- (2) 特定個人情報等の運用状況の管理
- (3) 特定個人情報ファイルの取扱状況の管理
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(以下、「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下、「取扱区域」という。)の設定及び管理
- (5) 情報システムへのアクセス権限の設定及び管理
- (6) 委託先における特定個人情報の取扱状況等の監督
- (7) 特定個人情報等の取扱いに関する苦情、相談の対応
- (8) 事故発生時の対応と報告

(事務取扱担当者)

第10条 保護管理者は、特別個人情報等を取り扱う特定個人情報事務取扱担当者(以下、「事務取扱担当者」という。)を任命する。

- 2 事務取扱担当者は、本規程に基づいて特定個人情報の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「廃棄」等の事務を適正に行う。
- 3 特定個人情報等を取り扱う業務に従事する場合は、特定個人情報等の取扱いに関する法令、ガイドラインを遵守するとともに保護管理者及び事務取扱責任者の指示に従い、十分な注意を払う。
- 4 事故の発生又は兆候を把握した場合は、速やかに事務取扱責任者に報告する。

(教育及び監督)

第11条 本会は、事務取扱担当者に特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。

- 2 本会は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(体制等の改善)

第12条 本会は、定期的に特別個人情報等の運用状況の記録及び特定個人情報ファイルの取扱状況を確認し、必要に応じて組織体制及び安全管理の改善を図る。

(苦情及び相談)

第13条 本会は、番号法、個人情報保護法、ガイドライン又は本規程に関して、本人等からの苦情及び相談を受けた場合には、迅速かつ適切に対応する。

(事故への対応)

第14条 本会は、特定個人情報の漏えい、滅失又はき損による事故（以下、「漏えい事案等」という。）が発生したことを認知した場合、又はその可能性が高いと判断した場合には、本規程に基づき適切に対処する。

- 2 保護管理者は、事務取扱責任者と連携して漏えい事案等に対応する。
- 3 保護管理者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合には、その旨及び事実関係の調査結果を本会会長に報告するとともに、当該漏えい事案等の対象となった者に対して事実関係の通知、謝意の表明及び原因関係の説明等を速やかに行う。また、その事実を必要に応じて公表する。
- 4 保護管理者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合には、特定個人情報保護委員会及び所管官庁に対して必要な報告を速やかに行う。
- 5 保護管理者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合には、情報漏えい等が発生した原因を究明し、再発防止に向けた対策を講じる。

(特定個人情報事務取扱担当部署)

第15条 本会における特定個人情報等を取り扱う部署は、総務班とする。

(特定個人情報等を取り扱う区域)

第16条 本会は、前条に規定する担当ごとに管理区域及び取扱区域を明確にし、次の各号の安全管理措置を講ずる。

(1) 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等を制限する。

(2) 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等を設置するとともに事務取扱担当以外の者の往来が少ない座席配置とする。

第3章 取得、利用及び提供

(利用の目的)

第17条 本会が従業者又は第三者から取得する特定個人情報、第6条に規定する個人番号を取り扱う事務を行うために利用する。

(利用目的の通知)

第18条 本会は、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表する。

2 本会は、前項にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式等で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対して、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

3 本会は、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更する場合には、本人に通知、公表することにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

4 第1項から第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 本人等の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の行政機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人番号の提供)

第19条 本会は、第6条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者もしくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求める。

2 個人番号の提供は、原則として個人番号関係事務が発生した時点とする。

3 前項にかかわらず、本会が本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めことができる。ただし、契約内容等から個人番号関係事務が明らかに発生しないと認められる場合は、この限りではない。

4 第1項の提供の求め、又は第21条の本人確認に応じない場合は、番号法に基づく制度の意義を説明のうえ再度督促する。それにもかかわらず応じない場合は、その事実を記録する。

(提供の求め及び取得の制限等)

第20条 本会は、番号法に基づき特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、

特定個人情報の提供を求めない。

- 2 本会は、番号法に基づき特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報を取得しない。
- 3 本会は、偽りその他不正の手段により特定個人情報を取得しない。

(本人確認)

第21条 本会は、本人から個人番号の提供を受けた場合には、番号法第16条に定める各方法により、個人番号の確認及び当該人の身元確認を行う。また、代理人については、番号法に定める各方法により、代理権の確認、当該代理人の身元確認及び本人の個人番号を確認する。

(個人番号の利用)

第22条 本会は、第17条に規定する利用目的の範囲内でのみ個人番号を利用する。

- 2 本会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意がある場合又は本人の同意を得ることが困難な場合を除き、本人の同意があつたとしても利用目的を超えて個人番号を利用しない。

(提供の制限)

第23条 本会は、次の各号に該当する場合を除き、本人の同意があつた場合であっても、特定個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 第6条に規定する事務を行うために必要な限度で特定個人情報を提供するとき
- (2) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) その他、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合

- 2 前項の規定に反して特定個人情報が違法に第三者に提供されている理由により、本人から第三者への当該特定個人情報の提供停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、遅滞なく、当該特定個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、第三者への提供を停止することが困難であり、本人の権利利益を保護するために代替りの措置をとる場合は、この限りではない。

第4章 公表、開示、訂正等、利用の停止

(公表)

第24条 本会は、個人情報保護法第24条に基づき、特定個人情報に係る保有個人デー

タに関して本人の知り得る状態に置くものとする。

(開示)

第25条 本会は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。）の申し出があった場合には、身分証明書等により本人であることを確認のうえ開示する。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示することができる。

3 特定個人情報に係る保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、遅滞なく本人に対して書面により通知することとし、不開示の場合にはその理由を明示する。

(訂正等、利用の停止)

第26条 本会は、特定個人情報に係る保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、当該個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があった場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を本人に対し書面により通知することとし、訂正等に係る本人の申し出に応じない場合には、その理由を明示する。

第5章 保管及び管理

(保管)

第27条 本会は、第6条に規定する事務の範囲内で特定個人情報等を保管する。ただし所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまで特定個人情報等を保管する。なお、その個人番号部分を修復できない程度にマスキング又は削除した場合は、継続的に保管することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第28条 本会は、第6条に規定する事務の必要な範囲に限って、特定個人情報ファイルを作成する。

(正確性の確保)

第29条 本会は、第17条に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において、特定個

人情報を正確かつ最新の内容保に保つよう努める。

(盗難等の防止)

第30条 本会は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失を防止するため、施錠できるキャビネット等に保管するか、又は盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。

(運用状況の記録)

第31条 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、次の各号を記録する。

- (1) 特定個人情報の取得の記録
- (2) 特定個人情報ファイルへの入力状況の記録
- (3) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- (4) 書類・媒体等の持出しの記録
- (5) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- (6) 削除・廃棄を委託した場合に証明する記録
- (7) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合に事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

(情報システム管理)

第32条 本会は、特定個人情報ファイルを情報システムで管理する場合は、次の各号の安全管理措置を講ずる。

- (1) 個人番号と紐付けてアクセスできる範囲をアクセス制御により限定する。
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムは、アクセス制御により限定する。
- (3) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムは、ユーザーIDに付与するアクセス権により、使用できる者を事務取扱担当者に限定する。
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード等の識別方法により、正当なアクセス権を有する者であることを識別したうえで認証する。
- (5) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス、又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。
- (6) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムから特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合は、通信経路における情報漏えい等を防止するため通信経路を暗号化する。

(特定個人情報ファイルの取扱状況の確認)

第33条 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため特定個人

情報管理台帳を作成し、次の各号を記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
- (2) 責任者、取扱部署
- (3) 利用目的
- (4) 削除・廃棄状況
- (5) アクセス権を有する者
- (6) 管理区域の場所
- (7) 取扱区域の場所

(特定個人情報等の持出し)

第34条 本会において特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しは、次の各号の場合を除き禁止する。

- (1) 本会が実施する個人番号関連事務において、個人番号利用事務実施者に対してデータ又は書類を提出する場合
- (2) 本会が実施する委託事務において、外部委託先に対して必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

2 前項により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出す場合は、次の各号の安全管理措置を講ずる。ただし、行政機関等が指定する提出方法がある場合は、この限りではない。

- (1) 特定個人情報等が記録された書類等の持出す場合は、外部から安易に閲覧されないよう封筒等に入れる。
- (2) 特定個人情報等が記録された電子媒体を持出す場合は、パスワードの付与及びデータを暗号化する。
- (3) 特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等を郵送する場合は、追跡可能な簡易書留等を使用する。

(廃棄及び削除)

第35条 本会は、第27条に規定する保管期間を経過した電磁的記録、書類等については、できる限り速やかに廃棄又は削除する。

2 特定個人情報等が記載又は記録された電磁的記録、書類、機器、電子媒体等は、焼却、溶解、専用のデータ削除ソフトウェアの利用、物理的破壊などの復元不可能な手段で廃棄又は削除する。

3 前項に定める廃棄又は削除を行った場合は、その記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に廃棄又削除したことの証明書等を保存する。

(委託先の監督)

第36条 本会が個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合は、委託先が取り扱う

特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう、次の各号に定める必要かつ適切な監督を行う。

- (1) 委託先の適切な選定
- (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるための契約締結
- (3) 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

2 前項第1号の選定に際しては、次の各号を確認する。

- (1) 委託先の設備
- (2) 技術水準
- (3) 従業者に対する監督・教育の状況
- (4) 経営環境
- (5) 特定個人情報の安全管理状況

3 第1項第2号の委託契約の締結に際しては、次の各号の規定を記載する。

- (1) 契約内容への秘密保持義務
- (2) 委託した特定個人情報の事業所内からの持出しの禁止
- (3) 委託した特定個人情報の目的外利用の禁止
- (4) 再委託における条件
- (5) 委託した特定個人情報に関する漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却、抹消及び廃棄
- (7) 従業者に対する監督・教育
- (8) 契約内容の遵守状況についての報告
(再委託の取扱い)

第37条 委託先は、本会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務の全部又は一部を再委託することができる。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

2 本会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対し実施する必要かつ適切な監督について監督する。

第6章 その他

(罰則)

第38条 本会は、本規程に違反した職員は、就業規則に定める懲戒処分の対象とし、その他の従業者に対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。

2 本会は、本規程に違反したことにより本会に損害が生じた場合に、違反した者に対して損害賠償を求めることができる。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。